

会計年度任用職員の みなさん!



新しい制度が
スタート

みなさんの 市職加入

をお待ちしています!



賃金や労働条件は
要求しなければ改善しません

賃金や手当、労働時間、休日・休暇、職場の環境など、疑問に思うこと、改善してほしいと思うことは、要求しなければ改善できません。

皆さんが悩んでいることは、実は、多くの人が悩んでいることかもしれません。

労働組合で話をするのが解決に向けた第一歩となります。

同じ職場で働く仲間として、課題解決のため共に活動していきましょう。



市職とは

大阪市職員労働組合(市職)は市長部局で働く職員の9割以上が加入し、約9,000人で構成する労働組合です。

組合が身近な問題を解決するため、局や区役所などを単位として「支部(41支部)」があり、賃金労働条件の向上や職場課題の解決に向けとりくんでいます。

大阪市職員労働組合

〒541-8531

大阪府中央区瓦町2-4-7 新瓦町ビル7階

TEL:06-6202-0033

FAX:06-6202-0021

soshiki2017@osaka-shishoku.jp

組合員資格について

会計年度任用職員(月額報酬)として大阪市に任用された方を対象とします。
※水道局・消防局勤務の職員及び技能労務職給料表適用者を除く

組合員の権利・義務について

正規職員と同等の権利・義務を有します。

組合費について

労働組合が活動するための費用として組合費をいただいています。
組合費の算定方法は次のとおりです。

月例給 ⇒ $\text{本給相当額} \times 1.57 / 100$

※会計年度任用職員の報酬には地域手当(16%)が含まれていますので、組合費の算定においては地域手当相当額を差し引いて計算します。

本給相当額 = 報酬月額 ÷ 1.16

期末手当(一時金) ⇒ $\text{支給額合計} \times 1 / 100$

その他、自治労総合共済基本型の掛金(月額300円)が必要です。

総合共済基本型は、年齢や性別によらず契約者(組合員)が定額の掛金を拠出し、共済期間中に起きた慶事・弔辞・災害などに際して祝金・弔慰金・見舞金などの共済金を受け取る相互扶助を目的とした共済制度です。

支部帰属について

組合員は配属された所属を担当する支部に帰属することになります。

自治労共済制度について

組合員になれば自治労のスケールメリットを活かした各種自治労共済制度(団体生命・交通災害・火災・自動車)に加入できます。 ※一部において加入制限があります



市職加入を検討いただける方は、所属を所管する「支部」の役員
もしくは、本部組織局(06-6202-0033)までご連絡ください。

～ みなさんの加入を心からお待ちしています ～

